

声明：2009年北大不当労働行為事件の勝利命令を受けて

～2011年3月31日、北海道労働委員会から命令交付～

1. 北海道労働委員会は2011年3月31日、北海道大学教職員組合（以下「北大職組」という）が2010年3月18日に申し立てた不当労働行為（団交拒否及び支配介入）救済申立て事件について、北海道大学（以下「北大」という）に不当労働行為があったとして救済命令を交付した。
2. 北大は、国立大学法人に移行した2004年度以降、対等平等な労使の協議に基づいて労働条件を決定する状況に転換したにもかかわらず、それを理解することなく、特に賃金については国家公務員を対象とする人事院勧告を絶対視し、労使交渉を形骸化して、一方的に不利益変更を強行してきた。
そのため2005年5月には、寒冷地手当の削減について、北大職組が団交拒否（形骸化）の不当労働行為救済申立てを行なった。その結果、2006年7月13日に、2006年度の当該手当を2005年度支給額に据え置くことに合意し（第2項）、「今後とも、給与その他の労働条件の変更の提案にあたっては、十分な労使協議の時間を確保し、その根拠となる関係資料を提示して両者誠意を持って交渉すること」（第5項）との確認書を労使間で交わした。
3. それにもかかわらず北大は、2009年度の賃金減額（基本給及び期末手当）にあたっても人事院勧告を絶対視し、勧告内容どおりの大幅な切り下げを強行した。その切り下げ額は、正規雇用職員（教員を含む）のうち取得賃金の多い人で年額20数万円、契約職員（フルタイム雇用の非正規職員、年収200万円前後が多い）でも年額6～8万円になるというものだった。
北大は、この問題に関して2009年10月から11月に行われた北大職組との団交で、減額の根拠となる資料を開示せず、代償措置について具体的な提案をせず、挙げ句は団交の途中で一方的に退席し、それが結果的に賃金減額前の最後の団交になるという状況だった。
4. 北海道労働委員会の命令は、①北大のこの団交拒否（団交の形骸化）を全面的に認めるとともに、②そのような行為が北大職組に対する支配介入（組合の弱体化を企図）にもあたるとし、さらには③謝罪文の交付を命じている。この命令は北大の行為の違法性の高さを指摘していて、同じような事情を抱える国立大学法人や研究機関で働く研究者、労働者、労働組合に対して大きな励ましになるものであり、高く評価することができる。
5. 北大職組及び北大不当労働行為事件弁護団はここに北大に対し、今回の命令を受け入れて、中央労働委員会への再審査申立てないしは札幌地方裁判所への行政訴訟提起を断念するよう要求するとともに、2009年秋に中断した賃金交渉の全面的解決に向けて、誠実に団交に応じるよう強く求める。
北大職組及び弁護団は、今後とも研究者、労働者が人間らしく働ける北大、社会進歩に貢献する学問研究機関としての使命を全うする北大をつくるため、新たな決意のもとに奮闘することをここに表明する。

2011年4月7日

北海道大学教職員組合
同大学不当労働行為事件弁護団